

〔研究ノート〕

# 伊勢参宮の道とお蔭参り(下)

——「50年目の読者より」への追補をかねて——

青 木 郁 夫

秋草やむかしの人の足の跡

荷風

大正14年5月27日『杏花餘香』

#### IV 大和国からのお蔭参り・抜け参りと大和国における施行

- 1) 宿・施行宿の記録からみた大和国からの文政13年お蔭参り
- 2) 「施行」の場としての「二階堂」
- 3) お蔭参り・施行・お蔭踊り——山城国の事例
- 4) 明和7年、8年の米、綿の作況——旱害・虫害・凶作とお救い米
- 5) 大和国地方文書にみるお蔭参りと施行
  - i) 高市郡曾我村におけるお蔭参りと施行
  - ii) 式上郡黒崎村における明和8年お蔭参りと施行
  - iii) 十市郡山之坊村における明和8年・文政13年のお蔭参りと施行

補論1

(以上、第58巻第2号)

iv) 十市郡上品寺村における明和8年・文政13年のお蔭参り施行とお蔭踊り——『諸事覚書』から見える大和国の施行 十市郡上品寺村(郡山藩領、現橿原市上品寺町)におけるお蔭参りの際の施行は、大和八木西施行所への、及び西施行所でのものであった。このことについては[宮本栄子, 2008]が、橿原市北八木町恵比須神社が保管する八木接待講中の文書及び上品寺村上田家文書『諸事覚書』(複製を橿原市立図書館所蔵。『諸事覚書』は生駒市生涯学習グループ「古文書を読む会」により翻刻されている[『諸

事覚書』, 2014])に拠って、明和8年と文政13年のお蔭参りの際の施行の実態を明らかにしている。とりわけ、施行に関わる地域を越えた金銭及び物資の提供状況や、施行宿の宿泊者の分析、一村落内(上品寺村)での施行負担の状況などについて、丹念に史料を分析している。そこで、ここでは『諸事覚書』から見える上品寺村における施行及びお蔭踊りについて言及しておこう。そして、項を改めて、横大路・初瀬街道沿いの村々の施行についても見ておこう。

**明和8年お蔭参り施行** 上品寺村による施行は村が横大路・初瀬街道に施行所を設けて行うものではなく、村の南側に接する大和八木の西施行所との関係でなされたものである。

お蔭参りが西国にも広がり始め、「大坂方ハ四月下旬頃参り出し」、大和国に暗越えなどで続々と押しかけて来るようになった。「大坂表」では「身上宜敷者」が「餅、せに、にきりめし、わらす、笠、うちわ、枝(杖?)、こはしなどノ施行」を行った。彼らは「大坂方大和路へ出張いたし施行」もした。大和国でも「五月四日頃今井・八木二面施行ヲ行、郡山殿様ハ八ヶ辻ニ面赤飯施行」する状況であった。「今井」は、おそらく、曾我村東口の柳原での施行であろう。

こうした状況のなかで上品寺村による施行への参加がなされたが、それは必ずしも自発的に始まったものではない。5月6日に八木施行所の世話人「綿屋伊左衛門・小村屋弥兵衛」が「大橋屋三平」を遣わして、次のような「申越」をして来た。「申越」の内容は、八木西口では「こは

し(はったいこ)・枝(杖?)施行]をしているので、西口施行所の世話人であろう「善左衛門が麦施行いたしくれ候様」ということであった。

そこで、その夜に「道場へ村方を寄」、つまり道場である浄土真宗浄正寺で村人の寄合を開き、申越についての相談をした。村中一統で「太神宮へ麦二而御供上ゲ候」こととし、各人の施行寄進を取りまとめた(村人の施行寄附は克明に帳面に付けられた)。「村中都合壺石八斗一升九合」となり、翌7日、道場にこれらを寄せ、「俵四俵」にし、「のぼりを立」、八木西口接待場へ運んだ。

八木西口施行所への施行寄進の状況を、[宮本栄子, 2008]は恵比寿神社保管文書『去ル明和八辛卯五月上旬 伊勢参宮接待寄進帳』(文政13年閏3月書改)によって分析し、金銭の寄付の大部分は大坂堂島の商人(8軒)からのものであり、これらは八木の商人が世話・取次ぎをしたこと、周辺村落28ヶ村が寄進したこと、施行品は麦・塩・香の物・茶・割木・竹杖・草鞋・牛・湯風呂・団扇・扇子などであることを明らかにした。明和期の大和国では早害・凶作が続いており、大坂堂島の商人の寄付を仰がなければ施行を継続することは困難であったのではなかろうか。

上品寺村の施行に果たした役割は、自村による麦施行だけに止まらない。「太神宮御供為進メ之年寄次右衛門ヲ大垣・飯高・多・新堂江五月九日ニ遣ス」。つまり太神宮御供=施行寄進を他村へも勧めるために村年寄を派遣したのである。上品寺村と他村との関係を確認しておけば、大垣及び飯高村は郡山藩支配組が同じく「小柳組」に属する[『香芝町史』, 1976, p.344], 多及び新堂村(十市郡, 津藩領, 現橿原市西新堂)は同じ墓郷・葛本墓(安楽寺墓)集団を構成する(大垣・飯高・多・新堂は、多村にある多坐弥志理都比古神社宮郷集団に属する)[『田原本町史 本文編』, 1986, pp.1169-70]。「申越」を請けたいずれの村の村役人も村として施行寄進することを即答はせず、「晩程寄合いたし明日を追々遣可申旨」を伝えて来た。いずれの村

でも村人の寄合協議をなし、村中一統で「御供麦」を施行寄進することとした。

さらに、飯高村の佐兵衛は「田原本, 以下拾ヶ村もせ話可仕旨」を伝えて来た。上品寺村など横大路・初瀬街道北側(十市郡)で八木西口施行所に施行寄進をした16ヶ村を見ると、郡山藩支配組「小柳組」・墓郷集団「葛下墓」「飯高墓」・多坐弥志理都比古神社宮郷集団[『同上書』, p.1169]などの関係を通じて、施行寄進が村々に勧められて行ったように考えられる。

八木での施行は5月25日で「こはし并参宮人留メ」(施行宿)はやめ、「施行茶」だけになった。「曾我一本木ノせったいハ段々繁盛ニいたし候」と記録されている[『諸事覚書』, 2014, pp.67-8]。

さて、『諸事覚書』に出てきた「一本木」は、[『奈良県の地名』, 1981, p.315]によれば、「近世に入り伊勢神宮詣・長谷寺詣の盛大化、商品流通の発展に伴い、街道筋の往来が頻繁となり、商売上の便益を求めて近郷から街道筋に居を移すものが増え」、石原田村の「属邑」として発生した。ここには膳夫村、西之宮村との境に「大和名所図会」にも描かれた「槻の大木」があった。[拙稿, 2021]で見たように、この「槻の大木」は横大路・初瀬街道と中ツ道・橋街道とが交わる地点の東北角にあり、そこは三輪神社境内地である。膳夫村に「施行講中」が文政13年に建立した太神宮燈籠があることから、時代を遡って明和期にも一本木で施行が行われたことが窺われる。



横大路・初瀬街道と中ツ道・橋街道との交差点  
(東北角)



三輪神社境内の「槻の大木」

文政13年お蔭参り施行 大和国での施行の広がりに関する『諸事覚書』の記述部分は後で見ることにして、八木西口施行所や上品寺村の施行参加の状況を先に確認しておこう。3月下旬には大和国でもお蔭参りが始まったことが認識されると、大坂や西国からの伊勢参宮の主要な街道の一つである横大路・初瀬街道でも西のほうから施行が始められ、「閏3月朔日ハ八木西口ニ而太神宮ニ施行」をするようになった。「郡山殿様ニハ先例之通尼辻ニ而赤飯施行」をした。

八木西口での施行は、恵比須神社保管文書『文政十三寅年 御蔭施行帳 八木施行所』によれば、「施行は閏三月上旬九月節句迄、参詣

サイ中ニハ、は津代(はったい)茶、もち、むすび、施行かご、わらんじう、施行牛馬、(魚源による)施行宿、もちつき)がなされ([牧村史陽編『大阪ことば事典』講談社学術文庫)によれば、「はったいこ」の解説中に近松半二『道中亀山噺』から「…茶をはんなりと、はったい入れて差上げませい」とあり、これが「はったい茶」か)、さらに銭、うちわなども施行された。『諸事覚書』によれば、施行かごは毎日八木西口だけで「七拾丁ほどツツ在所より施行之有、男并女共駕籠かきいたし」たという。おそらく八木町内だけでなく、近在の村々からも施行駕籠かきに出たのではないかと、しかも男女ともが。おそらく、余所でも見られたように男女がそれぞれ別性の衣裳を身に付けたこともあったろう。施行所では「三味線・たいこ・こきう(胡弓)なぞ」で囃子たて、お蔭参りの「祝祭」気分を盛り立てた。八木施行所記録は「げる子、町娘、三味線、たいこニ若連中おどりおおさわぎ」と実に賑々しく施行がなされたことを記している。『諸事覚書』は、明和8年時と比べても、「此度之義ハまことに言語難尽」ことであつたとしている。

八木施行所は、明和期にくらべて、町内での寄進により多くを依存したようであるが、周辺村落からの施行寄進をも受けた。[宮本栄子、2008]は『文政十三寅年 御蔭施行帳 八木施行所』を分析し、周辺村落18ヶ村が麦・白米・餅・草履・竹杖・割木・わら・金銭を施行寄進したことを明らかにした。明和8年時に比して寄進村落数が大きく減り、入れ替わりがある。これは、明和期に比べて施行所の数が増え、施行する街道筋が増えたことによるのであろう。横大路・初瀬街道南側では、明和8年に寄進した村落の多くが文政13年には名がなく、代わって明日香・宇陀方面の村落が加わっている。横大路・初瀬街道北側では、13ヶ村が寄進をしている。前回の16ヶ村からは、飯高・佐味・十市・中村・石原田・新堂の6ヶ村の名がなくなり、あらたに葛下・宮ノ森・矢部の3ヶ村が加わっている。新たに加わった村落は、宮ノ森(八条墓)を除けば、いずれも葛下墓郷・飯高墓郷に

属する。宮ノ森は多坐弥志理都比古神社宮郷集団に属する〔野崎清孝, 1973; 『田原本町史 本文編』, 1986, pp.1169-70〕(表1参照)。

上品寺村による施行寄進は, 今回もやはり, 南八木村土橋屋利兵衛ならびに吉井勝之進が閏3月5日に「八木西口ニ而こぼし施行いたし度」ので「麦施行いたし呉候様」との申越しがあつたことに始まる。そこで, 翌日, 道場である浄土真宗浄正寺に「村方寄」協議をし, 「おかけニ付大神宮麦ニ而御供上ケ候様」申し合わせた。「三ツ橋屋義兵衛・新堂や与兵衛取集メ世話方」として, 郷蔵前へ村中で麦2石5斗5合を寄せ, これを俵6俵にし, 車で西口接待場へ運んだ。あわせて銀20目2分を寄進した。

さらに4月8日から10日の3日間, 氏神で

ある八坂神社で餅搗きをし, これを「餅たい」にし, 男女に担わせて西口施行場へ運んだ。施行場では久兵衛・彦次郎・彦兵衛の3名が餅施行を行った。「当年おかけ誠ニ前代未聞之事」であった。

上品寺村内部での施行寄進状況を, [宮本榮子, 2008, p.10; pp.23-4]は上品寺村「宗旨改帳」「五人組帳」と突き合わせて分析し, 「村の有力者は必ずしも石高と施入高と対応しているわけではない」としている。確かに年寄甚重郎の寄進量は少ないが, 持ち高と施行寄進量が直接的に比例していなくても, 総じて「分限相応」の負担状況であった。他村の事例からも分かるように, 村々が施行に参加するにあたっては, 村方で「寄合」をし「村中一統」で「分限相応」に施行

表1 大和八木接待所へ施行寄進した村々(横大路・初瀬街道北側)

村名	郡	領主名	明和8年	文政13年	支配組	墓郷集団	宮郷集団
上品寺	十市	郡山藩	○	○	小柳	葛本	多c)
内膳	十市	郡山藩鈴木氏	○	○	小柳	葛本	
新ノ口	十市	久居藩	○	○	(木之本)	葛本	多
新堂	十市	津藩等	○	○		葛本	多
多	十市	郡山藩	○	○	小柳	葛本	多
豊田	十市	佐藤氏	○	○		飯高	多
大垣	十市	郡山藩	○	○	小柳	飯高	多
小槻	高市	幕領	○	○		飯高	多
飯高	十市	田原本藩郡山藩	○		小柳	飯高	多
佐味	十市	田原本藩	○			a)	多
十市	十市	幕領水野氏等	○			葛本	多(明治6年)
中村	十市	佐藤氏	○			葛本	多(同上)
常磐	十市	幕領	○	○		葛本	耳成山口神社
西之宮	十市	津藩水野氏等	○		(桜井南)	吉備	
石原田	十市	幕領	○			吉備	耳成山口神社
木原	十市	幕領	○	○		b)	耳成山口神社
新賀	十市	幕領	○	○		葛本	耳成山口神社
葛本	十市	幕領		○		葛本	耳成山口神社
宮之森	十市	赤井氏		○		八条	多
矢部	十市	郡山藩大多喜藩		○	小柳	飯高	多

注と資料) 1) 村名は〔宮本榮子, 2008, pp.21-2〕

2) 領主名は「旧高田領取調帳データベース」

3) 支配組(郡山藩の)については, 文政3年のものである〔『香芝町史』, 1976, pp.343-5〕( )内は津及び久居藩の無足人の組〔『甚太郎一代記』, 1994, pp.262-7〕

4) 墓郷集団については〔野崎清孝, 1973, 第2表〕, 「八条は葛本より分離か」〔同上〕,

a) 佐味は一村墓か垣内墓か〔『田原本町史本文編』, 1986, p.1168 図24〕,

b) 木原村は山之坊村と「立会之墓」〔野崎清孝, 1973, p.9〕

5) 宮郷集団(多神社)については〔『田原本町史本文編』, 1986, pp.1168-70〕

耳成山口神社宮郷集団およびc)については〔野崎清孝, 1973, p.18〕

宮郷集団の「多」は多坐弥志理都比古神社

6) 以上の諸資料より作成

をすることを確認し、そのうえで「太神宮に対する志し」を含めて寄進がなされたのであろう。したがって、年貢や領主による借銀の負担のように持ち高に直接的に対応した負担とはならないのであろう。

最後に、『諸事覚書』が記す大和国の施行の状況について触れておこう。横大路・初瀬街道にお蔭参りの群衆があらわれ、それがお蔭参りであると認識されると往還沿いで施行が始まった。『諸事覚書』は、高田東口そして大山川(次項)、閏3月に入って八木西口、今井、一本木を施行場所としてあげている。閏3月4日より、中街道の郡山、暗越奈良街道から上街道筋の尼ヶ辻、南都、丹波市、三輪、初瀬と「とひとひ大きニ施行」がなされた。さらに、中街道を南下して飛鳥道沿いに、そして吉野川右岸の高見峠越和歌山街道・伊勢街道沿いの「(吉野郡)越部(こしべ、五条代官所支配、現吉野郡大淀町越部)より高ミ山越、是も多く施行有之」状況であった。もちろん、「大坂の大和路へとひとひ施行有之」であった。伊勢参宮に用いられる各街道筋では多くの村々で施行がなされたことが分かる〔『諸事覚書』, 2014, pp.115-8〕。

**文政13年・天保2年お蔭踊り** 上品寺村におけるお蔭踊りの状況は、近在の山之坊村のような津藩領・久居藩領とは異なっているし、他村とも少し異なっていた。大和の国では文政13年の7月ごろから「畑田村々始おどりかけ、村々ニ而おどり申候」という状況であった。しかしながら、この時には上品寺村では踊らなかったようで、「寅十一月朔日」(あたかも津藩領であった山之坊村などが、11月朔日に日を限って踊ったように)より「餅つき、当村氏神前(八坂神社)ニ而太神宮御供そなへ、村方其子供へ小豆付あつき餅ニいたし、人別ニ男女下人子供ニ至迄ほどこし申し候」であった。つまり、踊りに代わって、餅搗きをし、小豆餅を村方すべてに施したのである。その糯米・小豆・費用・労力は村中で施行した。

他村が踊るのに、上品寺村だけが餅振る舞いだけで終わることは、やはり不可能であった。

「村方より段々相願候」、つまり村人たちが踊ることをおそらく村役人たちに求めるようになったために、「当村おかけおとりいたし」、それも「天保二年卯三月廿日〆四月十九日相片付候」〔『諸事覚書』, 2014, p.119〕であった。つまり、翌天保2年になってから、春の農繁期前に1週間も踊ったという。他村には見られない状況であった。

**v) 横大路・初瀬街道における文政13年のお蔭参り施行** 横大路・初瀬街道において様々な個所で施行所が設けられ施行がなされた。おそらく、施行所と呼ばなくとも往還沿いで施行がなされたことであろう。河内国から竹内街道で竹内峠を越えて竹内から、あるいは穴虫峠越え・岩屋峠越えて当麻(當麻寺参道と交差するところ、「史跡当麻蹴速之塚」西横に「文政の十三寅のおかげとし」建立の太神宮燈籠がある)から、はたまた河内国分から関屋越長尾街道で、大和国横大路に入って東に進んでみよう。

葛下郡尺土村(郡山藩領、現葛城市尺土)は大樋(おおひ)街道((横大路北側の(小字)大樋(西側)と(小字)浄土堂(東側)の間を南北に通る。現「疋田五の坪」(五の坪は東南角)付近))に施行場を設けた。ここには桑海(くわのみ)村(郡山藩領、現葛城市葛木)がわらじを、同村の和田孫平がはったいを施行している〔『諸事記録帳』, 1983, p.470; 『改訂 新庄町史 本編』, 1984, p.311〕。

大和高田では、その「北口又ハ西口中之橋つめ・東口各大ひなる施行」をした。「施行所者近在より寄附」を受けている〔『野村家雜記』「伊勢御蔭参り」, 2002, p.250〕。西口中之橋(現大中橋か、あるいは雛蔵橋か)詰付近の(大和高田市大中南町)には、「天保元年寅御影年」に建立されたおかげ燈籠があり、お蔭参り施行の跡を留めている。高田の東口は、3基の太神宮燈籠が建っている旭北町付近であろう(天保15年8月建立の太神宮燈籠には「北東口中」と刻まれている〔荒井留五郎, 1992, p.270〕)。近在からの寄進の事例として、広瀬郡匹相(ひきそ)村(内

山領, 現広陵町疋相)は「分限相応ニ米式斗三斗五斗壺石も差出し候者」もあり, これを六道山(六道山村か)・高田へ差出した。疋相村では残った銀を困窮者などにも渡し, 「村方者伊勢参りハ閏三月十五日頃より大体残らず致し候」[[『野村家雑記』「伊勢御蔭参り」, 2002, p.250]。ほぼ「村中一統」で施行をするとともに, お蔭参りも「村中参宮」の様相であった。

大和高田では, 「大山川」でも施行を行っている[[『諸事覚書』, 2014, p.116]。「大山川」は葛城川西流のことで[[『改訂 大和高田市史 後編』, 1987, p.187], 東流と合流する手前の街道北西部の小学が「大山」である。この付近が「大山川施行所」にあたるのであろう。

『諸事覚書』には文政13年の施行場所として「曾我」の名は見えないが, 大和八木の接待所記録文書の一つである文政13年『迷子吟味帳』には「曾我村接待所分書にて問」合わせがあった件が記録されている。したがって, 明和8年と同様に「西口寺前」に曾我村施行所が設けられたと考えてよいであろう。大和高田と曾我の間には曲川村がある。ここに施行所が設けられたという記録は今のところ見ていないが, 現橿原市曲川1丁目3に「明和3年9月17日安政2年卯2月改」建立の太神宮燈籠(「曲川村願主惣村中」と刻まれている[荒井留五郎, 1992, p.268])があるので, この付近で施行がなされたと考えられないことはない。

[[『諸事覚書』, 2014, p.116]には, 「今井一本木ニ而施行いたし, かうはし・にぎりめし施行有之」と記録しているので, 明和8年の時と同様に, 曾我村東口の柳原には「今井施行所」が設けられ, 中ツ道・橋街道との交差点付近の一本木村・三輪神社付近でも施行がなされたことが分かる。一本木村の横大路・初瀬街道を挟んで南側が膳夫村であるので, [拙稿, 2021]で示したように, 膳夫村の「施行講中」が「文政13年庚寅」に建立した太神宮燈籠があることの意味がこれで明確に確認できる。

一本木から東へ桜井までに(十市郡)大福村(津藩・久居藩・旗本多賀真文領)でも施行所

が設けられた。このことは, 大和八木施行所の文政13年『迷子吟味帳』に「大福村接待所分」の照会があったことが明記されていることから確認できる。大福村の北西部は中ツ道・橋街道を挟んで常盤村(現橿原市常盤)と接しているので, 横大路・初瀬街道と三輪街道・田原本街道が交差する大福村地藏堂あたりに設けられたか(現在, 光専寺東方の大福の南に接する吉備地区にある春日神社は1902年に建てられたものであり, 元々は光専寺の北西にあったという。ここは, ほぼ横大路・初瀬街道の南沿いに位置しているので, こちらあたりか)。

ここまで, 横大路・初瀬街道を西から東へ, 疋田一高田西口一高田東口一大山川一曾我西口一曾我東口(今井)一八木西口一八木東口一山之坊村一一本木一大福と, ほぼ500mから1km間隔で施行所が設けられていたことを確認してきた。そのことからすると, (高市郡)曲川村(旗本藤堂十次郎・藤堂采之丞・幕領)にもあったであろうし, 大福村の東側にある(式下郡)戒重村(芝村藩領)でも施行所が設けられ, 様々な施行がなされた可能性がある。

さらに, 「・・・三輪・初瀬とひとひニ施行有之」[[『諸事覚書』, 2014, p.116]で, 桜井より先の初瀬においても施行はなされていた。[忍阪村座中間, 1981, p.153]によれば, 「・・・当(おっさか)村せんきょう(施行)白米壺石計にきりて脇本へせんきょう罷出, 半時計ニ施テ嘸嘸あきれて戻り候」とあり, 忍阪村では東隣村の脇本の施行所で施行を行い, わずかの時間で施行物がなくなるほどの人の賑わいであったことが分かる。その後, 忍阪村では「当村1人も不残参詣」, つまり「村中参詣」している。そして, 「当村も二度めのせんきょう, 村方餅米取あつめ都合七石斗」を「三明(日)間餅搗, 祖父, 祖母も太鼓鉦をならし劣(踊)やらくまるで施行踊りのようである」, 夫より脇本村へ三日間せんきょうニ罷出」た。忍阪村が施行駕籠を出したことは[拙稿, 2021]でも触れた。脇本には[荒井留五郎, 1991, p.42]によれば, 天保2年9月に建立された太神宮燈籠が2基1対のようにある。施

行を記念するものであろう。

さて、脇本村(式上郡, 現桜井市脇本)の東側は、慈恩寺村(三輪からの街道と初瀬街道が合流する地点)を挟んで、ii) に述べた黒崎村である。もうその先は、式上郡初瀬村である。このように、文政13年のお蔭参りにおいて、大和国の横大路・初瀬街道では沿道の村々のほぼすべてが施行を行ったと見てよいであろう。距離にして、500mから1kmに1箇所は施行場所があったことになる。

vi) 関屋越伊勢街道・広瀬郡「六道山」村、下田村における文政13年のお蔭参り施行 先に iii) 山之坊村の項において、『甚太郎一代記』に明和8年のお蔭参り施行について「三輪海(街道)・当海(街道)道(横大路)共施行」という記述があることに注意を喚起しておいた。それは、暗越奈良街道・上街道・中街道・横大路のような主要な伊勢参宮の路と見なされる往還以外の街道筋でも「施行」がなされていたことを示しているからである。なかなか、そうした場所を特定するのは困難であるが、文政13年のお蔭参り施行に関して広陵町正相の『野村家雑記』「伊勢御蔭参り」, 2002, p.205)に「六道山」(ろくどうやま)で施行がなされ、ここに匹相村から寄進をしたことが書かれていた。しかしながら、六道山における施行の様子は全く分からない。

「六道山」とはどこか。[[『奈良県の地名』, 1981, p.170中]によれば、六道山は広瀬郡大塚村(當麻寺領・三輪平等寺領・三輪大宮領・三輪若宮領, 現北葛城郡広陵町大塚)の枝村であった(小字六道山, 「六道山公民館」, 浄土真宗「六道山願宗寺」にその名を留めている。また, [[『広陵町史 史料編下巻』, 2002, p.257~]に大塚・吉川正一文書である「六道山村吉川庄九郎」が残した「慶応四年戊辰正月吉日 万覚之事也」が所載されている。[[『同上書』地理資料, 大塚(六道山・大塚)]も参照。「馬見丘陵と平坦部の境にあり, 大坂街道に沿い茶屋(三軒), 問屋も正徳元年(1711)以降存在したという。」ここで言う「大坂街道」とはどのような街

道か。大和一大坂を結ぶ街道であれば、一般的に、「大坂街道」と呼べるが, [[『奈良県の地名』, p.30]にある主要な大坂街道は六道山を通らない。

そこで、河内国分と大和高田を結ぶ街道を考えてみよう([[『香芝町史』, 1976, pp.92-118]及び二上山博物館ホームページ版「かしばの道再発見~香芝の道標と近世主要街道」を参照)。河内国分から国分峠・関屋越えて大和国に入って長尾で竹内街道・横大路と交わる「長尾街道」がある。この道を関屋越えて葛上郡関屋村(郡山藩, 支配所, 現香芝市関屋)集落東端まで来ると、そこから東に向かい、上牧を通って箸尾に出る街道との分岐がある(次項)。ここを右に進んで行き、葛下郡穴虫村(幕領, 現香芝市穴虫)に入ると三叉路がある。そこに地藏堂があり、その横に延宝7年建立の石道標が建っている。石道標の西面には「川よりみぎ たゑま道 大みちは はせみち」と刻まれている。ここが「長尾街道」と大和高田に出る([[『香芝町史』がこう呼ぶ)「伊勢街道」との分岐点である。

「大みち」を東北東方向に進み、葛下郡逢坂村(幕領, 現香芝市逢坂)に入ると南西の穴虫峠・上ノ太子方向へ通じる道との三叉路に至る。ここを東に進むと南下する道との三叉路がある。ここに南面に「左 大坂 さかい」, 西面に「右 はせ 多武峰 左 なら 郡山」と刻まれた石道標があった(現在, 逢坂旧地区公民館に保管)。この三叉路を右に折れてしばらく南下すると(「大坂山口神社」横を通る), 街道は東へと折れる。街道は曲折しながら東北東に向かう。やがて、鹿島神社がある葛下郡下田村(郡山藩領, 現香芝市下田)に入る。ここで龍田・法隆寺・王寺から南下して當麻寺へと続く「当麻道」と交差する。ここに(おそらく東面に)「右 たつた ほうりうじ」「すぐ 大坂 さかい」, (おそらく西面に)「すぐ たゑま はせ いせ」と刻まれた石道標が「下田北交差点」にあった(現在, 下田小学校に保管)。

「当麻道」を越えると右に折れて南下し、しばらく進むと三叉路に出会う。ここにも石道標

があり、それには(おそらく北面に)「右 たゑま 左 はせ いせ 道」, (おそらく東面に)「右 大坂道」, (おそらく西面に)「左 たつた 道」と刻まれている(現在、下田小学校正門を入ったところに保管)。三叉路を西へ少し行けば、鹿島神社がある。



下田の伊勢街道道標(下田小学校)

三叉路を東の道に進み、葛下川を越えた下田橋東詰めに高さ3mはあろうかという「太神宮燈籠」が建っている(三叉路から200m足らずのところ、しかも葛下川の合流地点。川の西側には「日切地藏」がある)。この「太神宮燈籠」は良福寺村の藤田庄左衛門、当村(下田)村井定左衛門などを世話人にして天保2年3月に建立されたもので、台座には(郡山藩領)磯壁組の磯壁・下田・狐井・北条市・上里・加守・新在家・出作方・五箇所・関屋・穴虫・田尻・磯野・勝根の14ヶ村、御代知方(替地で郡山藩領となったところ)の良福寺・大谷・薬井・大橋の4ヶ村の名と「村々安全」と刻まれている(石工は南都の和泉屋善三郎。近世における香芝市域の領主支配については『香芝町史』, 1976, pp.342-5]を参照)。おそらく、ここで文政13年お蔭参りの際に施行がなされたのであろうことが容易に推測できる。

広瀬郡大垣内(おおがいと)村(幕領・郡山藩領・法隆寺・秋篠寺領, 現広陵町三吉大垣内)「吉岡政子文書」[『広陵町史 本文編』, 2002, p.723]に、「覚」として次ぎのような文書がある。「一 銀札貳拾五匁也 / 右之通当村施行所江御加入被成下千万忝、慥受納仕候、以上 / 文政十三寅年 八月吉日 下田村施行所 セ話方 ㊦ / 大垣内村 御セ話人中様」[『広陵町史 本文編』, 2002, p.451]。これは、文政13年のお蔭参りの際に下田村に施行所が設けられ、大垣内村がこの施行所に寄進をした銀札貳拾五匁の受領書である。これで、文政13年の際に、この「伊勢街道」沿いの下田村に施行所が設けられたこと、「加入」と書かれているが、それぞれの村の世話人間で施行寄進の受け渡しがなされたことが明確に分かる。施行寄進は個人の問題ではなく、「村中一統」のなかでのことであった。



香芝市下田西の太神宮燈籠  
天保2年11月建立

下田東を葛下川沿いに、あるいは現在の堺大和高田線(国道165号)に沿って南東方向に行く。葛下郡瓦口村(旗本水野家所領, 現香芝市瓦口)に出て、南下し、しばらくして東に折れて進み葛下郡別所村(旗本水野家所領, 現香芝



Oct. 2023

伊勢参宮の道とお蔭参り(下)

市別所)に入っていく。葛下川の手前で南に折れて川に沿って進み、その先で川を渡って東南方面に行くと、六道峯で大塚村方面へ向かう「なら道」と分岐する。ここにあった地藏石仏には「右はせ道」「左なら道」と刻まれている(現在、別所の十二社神社境内の地藏堂に地域の多くの地藏と一緒に納められている)。東南方向に進む「はせ道」はすぐに(途中、六道山村・願宗寺を北側にして進み)大塚村で高田川に至る。六道山の頂には「天照皇大神社」がある。拝殿と本殿の間、右手に天保2年11月に氏子中によって建立された燈籠がある。六道山村で施行がなされたことの傍証になろうか。

さて、大塚村に向かう「なら道」は、(住宅開発によって景観は大きく変わっているが、道なりに進むとすれば)大塚村から広瀬郡安部村(法隆寺領)に入り、やがて(北側)左手奥の穂雷神社の鳥居前を通り、「安部・平尾・大塚・六道山」合同の招魂碑が傍らに建つ地藏堂を右手に見ながら進むと、高田川に架かる中将橋に至る。この橋を渡り、そこから安部村を東方に進めば、南郷村(郡山藩領)に至り、ここで下街道に交わる。安部村方面から南郷村に入る西口に近代になって建てられた太神宮燈籠があり、数10m東には「丙文政九戌年(?)」霜月16日に建立された太神宮燈籠が建っている。「下街道」との交差点の東側には地藏堂がある。「下街道」を北上すれば、箸尾・郡山に至り、南都へと街道は続く。



高田川から西に柏手池・六道山  
(正面の木々が生い茂る所)を望む。  
左手遠くに二上山が見える。

ここを右折して高田川沿いを南下し、しばらくして高田川を東側に渡り、さらに南下して行

けば大和高田に至る。ここで横大路・初瀬街道と交わる。

あるいはまた、竹内街道から穴虫越えて大和国に入り、二上山東北麓を當麻寺方面に向かわずに、東北東方面に進み、葛下郡磯壁村(郡山藩領、現香芝市磯壁)北方を東に葛下郡五位堂村(郡山藩領、現香芝市五位堂)を越えて(こゝまでを「堺街道」)葛下川手前で先ほどの道筋に合流すれば、大和高田に至る。

いずれの道筋でも、途中で「六道山」村を通り、願宗寺や大塚地藏堂を左手に見ながら進むことになる。『奈良県の地名』が言う「大坂街道」とはいずれを指すのであろうか。おそらく前者なのであろう。なぜなら、河内国分と大和高田とを結ぶ(『香芝町史』が「伊勢街道」と呼ぶ)道筋であるから。この道筋に特定の名称が着いていないとしても、「大坂」に出る街道筋としての意味を持つのであり、逆に大坂からは大和高田に出て横大路・初瀬街道に入れば伊勢参宮の路ともなるのである。したがって、六道山村はこの街道筋に面しており、しかも茶屋や問屋がある地域なので、お蔭参りの際にここに施行所ができて不思議ではない。

vii) 関屋越田原本街道、葛下郡高村・上牧村における文政13年のお蔭参り施行 先ほどの大垣内・「吉岡政子文書」には、また「覚」として「一 壺包 銀札三拾目 / 右者施行米代儲ニ請取申候、以上 / 文政拾三寅八月十九日 高むら 上牧村 施行所 ㊦ / 大垣内村 御役人中」という文書もある(『広陵町史 本文編』, 2002, pp.451-2)。葛下郡高(たか)村(郡山藩領、現香芝市高)に、上牧(かんまき)村(郡山藩領、現上牧町上牧)とはどこか、何故ここが施行の場となったのであろうか。

河内国分から国分峠・関屋越えて大和国に入ってきた街道は、田原本街道、伊勢街道、当麻道(長尾街道)に分岐していく。関屋越えをしてはじめて分岐するのが田原本街道である。

分岐点である関屋の下池の南側に南西面を正面にした「日本五社内 正一位小北大明神 是

より左七十町」(広陵町にある「小北稲荷神社」)と刻まれた石碑が建っており、道標を兼ねている。石碑の南東面には「右 たへま はせ いせ 道 世話人神南辺」、北西面には「左 たはらもと ほう里う寺 道 泉州堺栄壽講」(『香芝町史』, 1976, p.106; p.1078)。建て直されているので、元の位置や各面の方向とはやや異なっているかも知れない)と刻まれている。



関屋下池南の石碑道標

この分岐点から左側に池に添うように進み、東へと方向を変えて街道が伸びている。住宅地として開発された丘陵部を下って行くと、左手(北側)に旭ヶ丘小学校があり、その東側に溜め池がある。この溜め池の東側を少し北側に巡り、また東に向かって進み国道168号線を越えると、JR和歌山線の踏切に至る。この踏切は「俵本街道踏切」である。踏切を越え、少し進むと南北に通る道と交差する。ここは、現在香芝市高で、かつての葛下郡高村である。ここに石道標があり、北面に「右 大坂 さかい すぐ たへま 左 はしを」、西面に「すぐ ほう里うじ」と刻まれている。つまり、高村にあるこの交差点は、南北に通る当麻道と東西に通る田原本街道との交差点にあたるのである。



高村の当麻道・田原本街道交差点の石道標

「右 大坂 さかい すぐ たへま 左 はしを」

葛下川を挟んで、高村の東隣が葛下郡中筋村出作である。中筋村出作で田原本街道は南東方向に向きを変えて進むが、その東側が上牧村である。高・上牧両村が文政13年のお蔭参りの際に、当麻道と田原本街道の交差、あるいは葛下川を渡るあたりに施行所を設けたことは、交通上の位置として十分に考えられることである(中筋村出作は下田の太神宮燈籠に刻まれた「出作方」にあたり、郡山藩村方支配組では磯壁組であった(『同上書』, p.344))。残念ながら、近辺で太神宮燈籠などのお蔭参り・施行を記念するような物は見出せなかった。ただ、交差点から当麻道を500mほど北上したJR志都美駅東駅前に文政期に建立されたと覚しき太神宮燈籠があり、「領主 御武運長久」「五穀成就」とも刻まれている(『同上書』, p.678)によれば、「文政12年己丑年十月十日」建立)。

先の「覚」文書は、その施行所に大垣内村が施行米代として銀札30目を寄進したことを示している。やはりここでも「村役人」を介しての施行寄進行為であって、村内での個別の具体的な負担状況はどうあれ、「村中一統」でのことであった。大垣内村は、文政3年時の郡山藩村方支配の組では、山之坊村など13村で構成する但馬組に入っていた(『同上書』, p.344)。大垣内村の施行負担が、支配組をこえ、地理空間をこえ

てなされたのはどういう理由からであろうか。

田原本街道は当麻道との交差点から東へ葛下川、中筋村出作を越えて進むと上牧村に入る。曲折しながら少し南東方向に進むと、南上牧で北東に進む箸尾街道との分岐点に出る。ここに西面に「右 たわらもと 左 はしお てらど」と刻まれた石道標があった(見当たらなかったが、『同上書』, p.98)。分岐点から南東方向に馬見丘陵中央部を横断して広瀬郡赤部村(郡山藩・多武峰・法隆寺領, 現広陵町赤部)に出る。東方に進むと、大垣内村に入る。大垣内村の厳島神社境内には、付近の街道から移動された石道標が残されている。一つの石道標には、「右 大坂 国分 左 すぐ 上の太子 下田 道」と刻まれている。これから判断すると、この道標が建っていた街道の交差点・分岐点から右方向に進めば関屋越え・国分峠越えで河内国分・長尾街道へ続く。左へ進めばiv) で見た関屋越伊勢街道の下田の三叉路(下田施行所付近)に続き、さらに当麻道へと続いている。大垣内村と「高村・上牧村施行所」及び「下田施行所」の二つの施行所との関係が、同じ郡山藩領であることに加え、交通上でも窺える。当麻道は葛下郡磯壁村まで南下し、ここで長尾街道に交わる。長尾街道を南下すれば當麻寺、そして横大路・初瀬街道に至る。北西方向へ進めば関屋越えで河内国分へ至るが、葛下郡畑村(郡山藩領, 現香芝市畑)で長尾街道から分かれ、二上山北麓を巡りながら穴虫峠を越えれば上ノ太子に至り、竹内街道に交わる。

もう一つの石道標には、「右 よしの 高田 左 はせ 田原本 道」と刻まれている。田原本の先には「初瀬」が示されており、「初瀬」の先には「伊勢」が意識されている。この二つの道標から河内国分から国分峠・関屋越田原本街道が大垣内村(付近, 北側の赤部村との間)か『広陵町史』, 1965, pp.61-2) を通っていたことが分かるであろう。文政13年のお蔭参りの際にも、伊勢参宮の群衆が往来したことを想定できるであろう。



大垣内厳島神社  
境内石道標  
「右 大坂 国分  
左 すぐ上の太子  
下田 道」



大垣内厳島神社境内石道標  
「右 よしの 高田  
左 はせ 田原本 道」

大垣内村から東北東方向に進み、同郡笠村(郡山藩領, 現広陵町笠)の西北部に出る。途中に八嶋神社(笠村)がある。その玉垣は新しいが、伊勢講連中の寄進したものであり、境内には「伊勢講連中」[「六拾壹人」と刻まれた「常夜燈」がある。『広陵町史 本文編』, 2002, p.938]は、安政4(1857)年11月に伊勢講中が奉納した「太神宮燈籠」であるとしている。笠村の西北部で東に方向をとるが、そこから120mほど北にある穂雷神社((広瀬郡齋音寺村(郡山藩領))『広陵町史 本文編』, 2002, p.935)には、社殿に向かって右側に、天保2年3月に「御影寄進建焉」の太神宮燈籠・おかげ燈籠がある。さらに、齋音寺村の記三上神社の鳥居前には慶応4(1868)年閏4月(『同上書』, p.937)には「閏三月」とあるが、誤りである)に建立された太神宮燈籠が左右2基ある。これは慶応3年のお蔭参り・「ええじゃないか」に関係しているのであろうか。ここから東方500m程のところには、高田川を間に挟んで、郡山より箸尾方面から古寺村(郡山藩領, 現広陵町古寺)・広瀬郡南郷村(郡山藩領)を経て大和高田へと「下街道」が南北に

通っていた。この地域に、文政13年のお蔭参りや慶応3年のええじゃないかに関係する太神宮燈籠が建っていても何も不思議なことはないであろう。

さて、笠村西北部から東に進み、高田川を越え、同郡古寺村の南部を通る。古寺村もやはり環濠集落の跡を留めている。古寺地区は正楽寺に伝わる木像十一面観音立像などを保存している。(小北稲荷神社から東へ300mほどの)古寺地区の北部にある八阪神社の境内には、時期は分からないが、伊勢講中が建立した「御神燈」がある。八阪神社の境内を東に抜けたところには、常夜燈とともに、文政8(1825)年と刻まれた石道標が建っている。この石道標は周辺の環濠等の整備事業のために位置や向きが変わっているように思われるし、指し示す方位を理解しがたいところがある。石道標の現在の東面には「右 古うや 山上 たか多 左 みわ はせ よしの 道」(おそらく北面)、北面には「左 こふ里山 なら 京 道」(おそらく西面)、西面には「左 たつ多 ほふ里ふじ 道」(おそらく南面)と刻まれている。おそらく「下街道」近くに建っていたものであろう。

田原本街道は古寺村を過ぎ、葛城川を経て、曾我川と飛鳥川に挟まれた地域に出る。この道筋では、(森・淵口・今村といった百済村北方の)垣内村落ごとに太神宮燈籠が建っている(いずれも、建立時期は判読できない)。曾我川に架かる橋上橋西詰(広陵町百済)には、百済村北方世話人中が文久元年に建立した仏像が彫り込まれた板碑型の石道標がある。この西面には「すく みわ はせ 道」と刻まれている。ここは、曾我川を渡れば現田原本町に入る位置で、道標の意識は明らかにその先にある。



曾我川橋上橋西詰石道標  
西面「すく みわ はせ 道」

曾我川を渡れば十市郡大網村(郡山藩領、現田原本町大網)である。村の東南口で街道は北上する。この付近に天保2年9月に建立された太神宮燈籠があり「御城主様武運長久」と刻まれている。大網村の南西には百済寺があり、また曾我川と飛鳥川のあいだを南北に富本方面に向かって「小槻(おうづく)街道」[『田原本町史 本文編』, 1986, p.1190]が通っており、この付近で施行がなされたとしても不思議ではない(それを確証するものはないが)。

大網村からは東北方面にクランク状に進み、十市郡平野村、十市郡薬王寺村(田原本藩領)を経て、田原本に至る。その先には三輪街道が続く。



大網村太神宮燈籠  
天保2年9月建立

一方、田原本街道と分岐した箸尾街道は、上牧南の分岐点から北東方向へ馬見丘陵を越えて、広瀬郡佐味田村(郡山藩領、現広陵町佐味田)、広瀬郡寺戸村(郡山藩領、現広陵町寺戸)を経て箸尾に至る。箸尾御坊と呼ばれる教行寺の寺内町である教行寺町(現広陵町萱野)・萱野村(郡山藩領、現広陵町萱野)・箸尾(西大福寺領・東大福寺等除地)の東隣村である広瀬郡的場村(郡山藩領、現広陵町的場)には、東大福寺跡の東北方近くに、天保2年11月に建立された太神宮燈籠があり、これには「御城主様武運長久」「村中安全」と刻まれている。ここでも施行がなされた可能性がありはしないか(的場村は、文政3年時の郡山藩村方支配の組でいえば、高村・上牧村と同じ古寺組に入っていた[『香芝町史』, 1976, p.334])。箸尾、的場村から富本村、十市郡保津村(田原本藩領、現田原本町保津)を経て、街道は田原本に至る。保津の鏡作伊多神社東側には「ええじゃないか」の年である慶応3年11月に建立された太神宮燈籠があり、(平野氏を指す)「御領主長久 村内安全」と刻まれている。田原本の先には、田原本街道・三輪街道が続いている。

また、箸尾地区を萱野村・教行寺寺内町・的場村・南村(広瀬郡、郡山藩領)とともに構成する弁財天村(郡山藩領)の東南端には櫛玉比女命神社があり、その境内にある弁財天社横には建立時期は判読できないが太神宮燈籠がある。地形図を見ると、ここから、東南方向へ広瀬郡広瀬村(多武峰領、現広陵町広瀬)・十市郡松本村(郡山藩領、現田原本町松本)・十市郡西竹田村(田原本藩領、現田原本町西竹田)・十市郡十六面(せん)村(田原本藩領、現田原本町十六面)を経て田原本町に至る、西北から東南への斜交い道がありそうである。広瀬村林口の八皇子神社には弘化3(1846)年建立の太神宮燈籠があり、堂田中の天神社北側には文政13年に建立された太神宮燈籠があり、同広瀬の常念寺へと続く道の路傍の叢には、多武峰領であっただけに「談山大権現」と刻まれた燈籠とともに太神宮燈籠がひっそりと建っている。いずれも風化・摩滅が激しくそれ以上のことは読み取れない。それこそ広瀬村の垣内ごとに太神宮燈籠があり、しかも文政13年のお蔭参りの記憶を留めているようである。



広陵町的場の太神宮燈籠  
天保2年11月建立

これらの事例に見るように、文政13年のお蔭参りの際には、多くの街道の主要な交差個所などの交通の要衝で施行所が設けられ、様々な施行が行われたことであろう。そして、そうした施行所には周辺の村落から金銭で、物資で、あるいは労役で、寄進がなされたことであろう。大和国におけるお蔭参りの伊勢参宮の道筋や施行は、暗越奈良街道・上街道・中街道・横大路のような主要な伊勢参宮の路に限定することはできず、はるかに大きな広がり多様性を持っていたであろう。そして、地域社会の村々が領主支配領域という関係性において、あるいは街道筋という空間的関係性において相互に関係しあっていたことも確かなことであろう。

viii) 葛下郡亀瀬藤井村における文政13年のお蔭参りと施行 文政13年のお蔭参りの際に、葛下郡亀瀬藤井村(郡山藩領、現北葛城郡王寺町藤井)では、大和川の舟運に関わる剣先船の荷継問屋であった池内庄兵衛(武和)が中心となって行った施行の記録が残されている[『天照皇大神宮様御影参詣諸国人数施行覚』, 2001, pp.576-8]。

この覚えでは、まず、お蔭参りの概況が書かれ、「上街道筋いせ迄道中筋御領主より所役人御出張」なされ、諸色が高直にならぬように取り締まりがなされたことも記されている。藤井村は大和川左岸の藤井の浜を含む地域であるため、施行は大和川右岸の龍田越奈良道で行うことにならざるをえず、そのため対岸の「川向渡舟付場ニ而立野領本郷庄屋」と交渉して場所を確保し、「苦ニ而かこゑ」をし「むしろニ而郡山領分藤井村書付致シのほり立」て、茶・握り飯・銭などの施行を行った。また施行「かご三四丁」を出し、立野はおろか勢野松屋迄・さらに立田宮ノ前迄運んだという。「男女誠ニ盆之をどり戯之様子」であったし、子どもにいたるまで「いろいろ衣しやう着かざり、老若共一同にぎにぎしく事」であった。施行の費用は池内家が多くを負担しているほか、「村方小前よりたき木或ハ柴之もの、又ハ米少々ツツ分限ニ任せ施行出

し申し候」。ここでも、やはり、「分限相応」の施行が求められており、村方の秩序に従っている。

## 補論2 「三輪街道」について

道路河川の種別を定めた明治26(1893)年「奈良縣告示第三十號」で「三輪街道」は「式下郡三輪丁大字三輪ニテ上街道ヨリ分岐シ十市郡田原本町廣瀬郡箸尾村大字萱野ヲ経テ葛下郡王寺ニ至リ奈良街道ニ接ス」と規定された。これは、補論1で「三輪街道・田原本街道」として記述した街道である。補論1では十市と三輪を東西に結ぶ街道を「十市・三輪街道」として記述したが、これは何か拠るべきものがあるのか。[『橿原市史』, 1962, pp.1025-6]には「三輪街道」の項があり、初瀬街道(横大路)の北方を東西の方向に通ずる道路が大小数条ある」として、①橿原市飯高・小槻(おうづく)から東へ、中街道を横断し、十市・太田市を経て、大三輪町大泉(現桜井市大泉)から三輪に達する道。「三輪街道」と称している。iii)十市郡山之坊村で引用した『甚太郎一代記』に出てきた「三輪海道」は、おそらくこの街道を指すのであろう。②初瀬街道と①の間に、橿原市中曾司(なかそし)・土橋・新ノ口・葛本・中・東竹田を連ねて三輪方面に向かう道。さらに、③初瀬街道と②との間に、上品寺・新賀・常盤を連ね大福から三輪または桜井に向かう東西道があるとしている。国土地理院2万5千分1地形図「桜井」でも、ほぼその道筋を追うことができる。いずれもの道も三輪方向へ進む道として「三輪街道」であろうが、とりわけ、①の「十市・三輪街道」を地元でも「三輪街道」と称していたようである。

これらの東西の道はさらに西方へと続いてどこに至り、どの道と交わるのであろうか。関屋越伊勢街道を「六道山」まで来たとき、地元の人に話を聞いたらこんなことを言っていた。私が、「『六道山』から高田・初瀬街道に出るのではなく、このまま東に向かい直接に三輪へ出て、お伊勢さんに行く道はないのでしょうか」と尋ねたら、「それはないよ。(いつの時代かは

私には分からないが昔は伊勢に行く時には、(六道山から南東の)高田方面へ少し行ってから左へ、つまり東へ曲がってまっすぐ土庫(どんこ)あたりを歩いていき、新ノ口に泊まった。ずっと東に行けば三輪に出る」と。この話は『榎原市史』の②の東西の道に繋がるものである。踏査して確認するしかないであろう。

①の「十市・三輪街道」を大泉から西に進むと、中ツ道・橘街道とが太田市で交差する辻の手前200mほどの大泉屋敷に天保2年3月に建立された「おかげ燈籠」などが建っている。さらに、西に進めば、十市御縣坐神社がある。十市の集落の中程まで来ると明治14年に建てられたものであるが「大峯山上 五拾三度」と刻まれた道標を兼ねた碑がある。移設された際に方位を間違っているが、この碑には(東面に)「右 郡山 法隆寺 道 左 神武天皇 吉野 道」、(南面に)「三輪 初瀬 道」と刻まれており、この「十市街道」が三輪・初瀬に通ずる「三輪街道」であることを示している。十市町の集落の西端には、建立時期は判読できないが、「市場中」が建てた太神宮燈籠がある。



十市町集落内「大峯山上五拾三度」道標

十市町集落を抜けて西に進み、寺川、飛鳥川を越え、京阪奈自動車道を過ぎると小槻町の集落に至る。集落の西口に明和2年に造立された

「役行者」を彫り込んだ「大峯山上」宝篋印塔が建っている。この宝篋印塔は飯高村の小先弥太郎と多村の小先藤七が願主となり建てられたもので、台座には周辺の多くの村々の人々の名が刻まれている。横にある地藏堂の台石には元文2年と刻まれており、この場所がこの集落や地域にとって重要な位置であることを感じさせる。ここにも、明治24年に建立されたものであるが、「大峯山上三拾三度」「右 たつた 法隆寺 左 神武天皇」と刻まれた道標を兼ねた碑がある。小槻町集落北西の春日神社には、建立時期は不明であるが、太神宮燈籠がある。

小槻町に接してその北側は飯高町である。ここには、残された本堂が重要文化財に指定されている瑞花院吉楽寺(興福寺衆徒飯高氏菩提寺)があり、その西側に子部神社がある。ここにも、建立時期は不明であるが(文政期であろうか)、太神宮燈籠がある。



小槻町「役行者宝篋印塔」・地藏堂  
大峯山上道標碑

「役行者宝篋印塔」・地藏堂の所まで戻って、小槻町集落から地図に従って西に向かって藤森の集落を目指す。農道が西に向かって伸びているので、とにかく進むと曾我川の堤防らしきものが見え何とか行けそうだと思っていたら、農

地の区画が歪み、河川改修のためであろうか農道がなくなった。農地の畔を進み、曾我川の堤に出たら、なんと橋はかなり隔たった北側か、南側にしかない。しかたなく川堤を離れ南に下ったら、磐余(いわれ)神社(檀原市中曾司町)の西側まで来てしまった。ここは新ノ口から西に来たところなので、②の道で記述すべきところである。

ここで曾我川をわたり、県道50号線を進み、葛城川を越えて、藤森集落をめざした。藤森集落は環濠集落の跡を留めている。したがって、かつて西行きの道筋があったとすれば、集落の北端か南端を通ったであろう。もし、道筋が藤森集落の北端を通っていたとすれば、そのまま西に進むことができるのであれば、やや北西よりだが、関屋越伊勢街道の「六道山」あたりに出ることができる。これも地図上のことなので、現実には、「六道山」に近づくと道はなくなる。

そこで西への道筋が藤森集落の南端を通っていたとすれば(集落の南西端に十二社神社がある)、その西側に位置する集落は、やや南西よりになるが、同様に環濠集落であった池尻(大和高田市(大字)池尻)である。池尻集落の西北の十字路に、かつて、東面に「すぐ 大坂道」、西面に「すぐ みわ はせ 道」、北面に「高田 御所 道」、南面に「郡山 なら すぐ 小北 法隆寺 道」と刻まれた石道標があった(見当たらなかった)[『改訂 大和高田市史 前編』, 1984, p.656]。この道標からすれば、確かに、池尻集落の北端を「大坂道」が通っていたことが分かる。この道を西に進むと、「六道山」から南に下ったところに交わる。

②初瀬街道と①の間に、檀原市中曾司(なかそし)・土橋・新ノ口・葛本・中・東竹田を連ねて三輪方面に向かう道。この②の道と③の上品寺を通る道が、それぞれ大和高田市内をどのように通っていたのかは分からない。そこで、②の道は「六道山」から南東に下り、大和高田市築山(葛下郡築山村, 郡山藩領)を左折して東に向かい、先ほどの曾我川東側の磐余神社, 中曾司に出るものとしよう。ここから土橋町(高市

郡土橋村, 幕領・神保氏領, 現檀原市土橋町)に進むと、春日神社の東北角の向かい側に明治22年に造立されたものだが、仏像が彫り込まれた石道標がなかば地中に埋没している。それには北面に「右 大坂」、西側(裏面になってしまっていて読みにくい)「右 神武・左 は・」と刻まれている。

道標から左に(北に)道を取り、「十市・三輪街道」と②の道の間にある大垣(十市郡, 郡山藩, 現檀原市大垣町)の集落に寄ってみよう。集落のなかほどに八幡宮があり、その境内に玉垣に囲まれた太神宮燈籠が建っている。これは世話人中が文政13年寅9月に建立したものである。「おかげ」の文字は刻まれていないが、お蔭参り, その施行などに関係したものであろう。

土橋町の道標に戻り、左(北に)道を取り、すぐに右折して東に進むとすぐに豊田町(十市郡, 佐藤氏領, 現檀原市豊田町)に入る。豊田町の八阪神社には明治27年に建立されたものだが、太神宮燈籠がある。豊田町を過ぎ、飛鳥川を渡ると新ノ口町に入る。新ノ口町(十市郡新口村, 久居藩領)の須賀神社脇には、文久2年11月に建立され「御領主武運長久」と刻まれた太神宮燈籠がある。近鉄檀原線新ノ口駅(新ノ口村は近松門左衛門作浄瑠璃「冥途の飛脚」の梅川・忠兵衛の忠兵衛の出身地とされる。善福寺に梅川忠兵衛の供養碑がある)の北側に出る。駅から北東に250mほどにある安楽寺(檀原市葛本町)の北西に「文政13年寅年」に葛本「村中」(十市郡葛本村, 幕領)によって建立された「御影燈籠」がある。文字通り、文政13年のお蔭参りに関係している。





葛本村文政13年「御影燈籠」

新ノ口駅から少し南に下がって、葛本北の交差点から東行きの道を辿ると1kmほどで葛本神社に至る。この境内には天保3年6月に建立された太神宮燈籠がある。先ほどの安楽寺前を通る道と葛本神社に至る道とは、南北に250mほど隔たっているだけである。この両者の道の間を通る道が葛本と中町を結んでいる。この道は中町集落の南端をずっと東に三輪・初瀬方面に通っており、逆に西方面に続く道があれば、その道は新ノ口駅の北側に繋がる。過去にはこうした道があったのではないかとも思う。

補論1に記述したように、中町集落の東南角は水利のための改修工事で変わっているとはいえ、ここに阪門神社がありその境内に天保2年11月に建立された「御影燈籠」がある。中町を離れ東に進むと東竹田町(十市郡竹田村、幕領)に入る。寺川を越え、東竹田近隣公園・ひがしたけだドームを過ぎると、橋のもと(西詰)に寛政12年に建てられた石道標がある。道標の西面(向きが少し変わっているか)には「右 さくらゐ たふのみね 左 みわ 者つせ(はつせ) 道」と刻まれている。さらに東に進めば、新屋敷を経て、初瀬川を渡り、三輪に至る。

この②の道も「三輪街道」と言い得るである

う。



東竹田町の石道標

「右 さくらゐ たふのみね  
左 みわ はつせ 道」

③初瀬街道と②との間に、上品寺・新賀・常盤を連ね大福から三輪または桜井に向かう東西の道。関屋越伊勢街道の六道山から南東方向に進み、近鉄大阪線の大和高田駅手前の踏切に近づくとところで左折し、東に向かう。大和高田市神楽((葛下郡神楽(じんらく)村、郡山藩領)・日之出東本町・日之出町を過ぎると土庫(どんこ、葛下郡土庫村、幕領)に出る。土庫1丁目の東南角に建立時期は分からないが太神宮燈籠が建っている。先に進むと1丁目と2丁目間の交差点西北角に地藏堂と石道標が建っている。道標の文字の判読はかなり難しいが、安政元年に建立されたもので、東面に「右 大坂 さかい 道」、北面に「左 三輪 はせ 道」と刻まれている[同上]。この道標によって、この道筋が、東へは三輪・初瀬に向かい、西へは関屋越伊勢街道を経て大坂方面に向かっていることを確認することができる。



土庫地藏堂前石道標

北面「左 三輪 はせ 道」

東面「右 大坂 さかい 道」

土庫から東に葛城川を渡ると、環濠集落の跡を留めている松塚(葛下郡、旗本桑山静午領、現大和高田市松塚)に出る。環濠の東南角に市杵島神社があり外側の道路からそれが見えるが、いざ神社に行こうとすると環濠集落のなかに入り三叉路を二三次曲がらなければ鳥居前に出られない。防御機能をもった環濠集落の特徴をよく表している。この集落の中央十字路に文久2(1862)年に造立された石道標があり、一方に(北面か)「左 みわ たはら本 右 大坂」、他方に「すぐ なら」と刻まれていたという(見い出せなかった)[同上]。この道標は分からなかったが、近鉄大阪線松塚駅前を少し過ぎた北東角に新旧『大和高田市史』に記載されていない石道標がある。この石道標は文久元(1861)年に建立されたもので、西面に「左 みわ た王ら本(田原本)」,北面に「た可多(高田) 竹の内」と刻まれている。



松塚の石道標(文久元年)

「左 みわ た王ら本」

松塚から東に曾我川を越えることができれば、中曾司町・土橋町の南部を通って上品寺に至ることができる。ところが、道標から少し北にあがって東に行く道があり川堤に出てみたが、河川改修や道路改修のためか、そこには東に渡る橋はない。しかたなしに、またも磐余神社南西の橋まで川堤を北上しなければならなかった。ここから県道105号線に沿って、上品寺町に至る。上品寺町の氏神社である八阪神社や「道場」=浄正寺を確認しながら少し南下し、地形図上で③の道と想定できる道を東に進む。米川を渡ると新賀町(十市郡、幕領)に至る。新賀町のなかほどに市杵島神社があり、ここには講中が文政7年申8月に建立した太神宮燈籠がある。竿には金比羅大権現とも刻まれている。市杵島神社の直ぐ北側には国重要文化財に指定されている森村家住宅がある。新賀町は北側を銭川に、南側・西側を米川に囲まれており、治水・利水のための河川改修によって、河川・道路をはじめとした地理景観が変化している。

さらに東に進むと常磐町に至る。銭川の改修で道筋が変化しているが、その北側を進む。常盤幼稚園・保育園の南側を過ぎたあたりで、一端、少し北を通る県道105号線に出ると、常盤

町の信号交差点から1本手前の道の東側に、太神宮燈籠があり、仏像が浮き彫りにされた石道標などが集められた小屋が建っている。この仏像が浮き彫りにされた石道標は文久3年に建立されたもので、移転されているので元の方位は分からないが、おそらく南面の上部に仏像が浮き彫りにされ「右 奈ら ヨリ 京 / 四国 八十八ヶ所 為惣法界菩提 / 左 たつ多 法里うじ」、おそらく東面に「すぐ 六道山 ヨリ 大坂 / 左 八木 ヨリ たゑ満(当麻)」、おそらく西面に「右 岡寺 ヨリ よしの / すぐ 三王(三輪) ヨリ 者つせ(初瀬)」と刻まれている。常盤を東西に通る道筋に、西方の三輪・初瀬と東方の六道山・大坂、つまり関屋越伊勢街道に繋ぐ街道があったことがこれにより分かる。横大路・初瀬街道より北側にある東西に通る「十市・三輪街道」を含む3本の道筋で、道標に「六道山」が刻まれているのはこの旧常盤村のものだけである。この道標はおそらく常盤幼稚園・保育園の東南あたり、銭川北側の道筋に建っていたものであろう。



常盤町石道標(文久3年建立)

右面に「すぐ 六道山 ヨリ 大坂 /  
左 八木 ヨリ たゑ満」

県道105号線は檀原市常盤町から東へ桜井市大福・東新堂(十市郡新堂, 津藩領)・上之庄(式上郡上荘, 柳本藩領)・粟殿(おうどの, 式上郡粟殿, 幕領・津藩領)を経て、初瀬川を渡れば金屋に至る。ここで、三輪から慈恩寺で初瀬街道に交わる街道に合流する。

しかし、かつての道筋はもう少し南側(250mほど)を通っていたと考えられる。なぜなら、常盤町の中程から東へ桜井市大福町を経て、寺川を越え、東新堂に至る道があるからである。この道を進むと東新堂の集落の東北角にあたる位置に八阪神社があり、この境内に天保2年5月に建立された太神宮燈籠があり「御領主長久(津藩藤堂氏)」「村中安全」と刻まれている。神社前から左・右にクランク状に道を取り、東新堂の集落を抜けて東に進むと上之庄の集落に入る。集落東端の街道北側に天保11年11月に建立された太神宮燈籠が建っている。これには「御領主御武運長久(柳本藩織田氏)」「村内安全」と刻まれている。同じ街道沿いの2つの村落に太神宮燈籠が建っていることから、この街道が檀原方面から初瀬方面に続くものであったことが分かるであろう。

粟殿ではこの道筋で「伊勢参宮」に関わるようなものは見出せなかった。おそらく、この道筋は初瀬川の流れに沿って東方に進み、能楽宝生流発祥の地ともいわれる外山(とび, 式上郡, 津藩領, 現桜井市外山[『桜井市史 上巻』, 1979, p.301])の北部を通って初瀬街道へと繋がっていたのであろう。

これまで見てきた3つの東西の道は、檀原市の近鉄大阪線耳成駅あたりで、横大路・初瀬街道と①の「十市・三輪街道」との南北間の距離は、地形図上で、約2.5km、①と②との南北間の距離は700m程、②と③との南北間の距離は750m程、おそらく③と横大路・初瀬街道との南北間の距離は1km程である(条里割を反映しているか)。大和国中南部には、横大路・初瀬街道という大道以外にも、わずか2.5km程の間に3本もの東西交通の道筋が存在していたのである。



東新堂, 八阪神社, 太神宮燈籠  
「御領主長久」(天保2年5月建立)

千代街道 大和の国中を東西に通る道筋をもうひとつ確認しておこう。[『田原本町史 本文編』, 1986, pp.1187-8]は、補論1で記述した「三輪街道・田原本街道」の「南側には千代街道があり、大西から味間・千代を経て佐味に至る」としている。千代という地名は明治8(1875)年に八条村(十市郡, 幕領, 現田原本町千代)と阿部田村(江戸初期に八条村から分村, 十市郡, 幕領)が合村してできた千代村に由来する。だからといって新しい街道なのではなく、大和国中の中央部にあるいくつかの旧村落を東西に結ぶ道筋であった。この千代街道を歩いてみよう。

関屋越田原本街道を辿った際に、田原本町大網に天保2年9月に建立された太神宮灯籠があり「御城主様武運長久」と刻まれていること、大網の南西には百濟寺(重要文化財である三重塔の北側に文化8年に造立された太神宮燈籠が建っている)があること、また曾我川と飛鳥川のあいだを南北に富本方面に向かって「小槻(おうづく)街道」[『同上書』, p.1190]が通っていることを確認した。大網の太神宮燈籠のあるところから小槻に向かって南下していくと、佐味集落(十市郡, 田原本藩領)の東中央部の丁字路に

出る。ここの東北角に弥勒堂・庚申塚と並んで、元治2年3月に建立された太神宮燈籠が建っている。

この丁字路を東に折れて進んで行くと、南北に通る京奈和自動車道で道が寸断されているが、矢部(十市郡, 郡山藩領・大多喜藩領)集落の中央部を通る。矢部の杵都岐神社境内には2基の太神宮燈籠がある。1基は明治24(1891)年建立であるが、もう1基の建立時期は不明である。道なりに東に進み曾我川を渡る。曾我川に架かる修農橋東詰め、新木池の西北に、かつては「右 三は 左 田原本(?)」と読める石道標があったという[田原本中学校郷土研究部, 1985, p.120]。さらに新木から道なりに東に進むと秦庄の秦楽寺に至る。秦楽寺の南側には春日神社があり、社殿前に九品寺村(十市郡, 田原本藩領)氏子が安政5年9月に建立した太神宮燈籠がある([田原本中学校郷土研究部, 1986, p.75]によれば、2度移転している)。

秦庄から近鉄橿原線笠縫駅の北側を過ぎると旧「多村道路元標」がある所へ出る。笠縫駅北東には九品寺村講中が文化7年に建立した「太神宮」「金毘羅大権現」「春日大明神」燈籠がある。旧「多村道路元標」がある所から東に進み、寺川を渡ると千代に入る。集落内を進んで行くと春日神社がある(ここに大字八条, 旧八条村の説明板がある)。境内には文化8年11月に建立された太神宮燈籠がある。

道を東に進み、庚申塚があるあたりから南東方面に進路を変えると味間に至る。味間の西福寺と須賀神社に太神宮燈籠があることは前に記した。また世阿弥が参学した補巖寺があることも。須賀神社南側を東に進めば、東味間の地藏堂・西国八十八所板碑・文政13年建立の太神宮燈籠のところに至る。ここから大西までは、もう後少しである。大西に至れば、「三輪街道・田原本街道」に交わることができる。ここまで東西の交通を示すような道標は確認できなかったが、東に見える集落を目指して進んで来ればここに至る。確かに「千代街道」である。

その先はどこに至るのであろうか。大西から大和川を越えると豊前(ぶんぜ、式上郡、柳本藩領、現桜井市豊前)に入っていく。豊前の東部に白山神社があり、この境内に建立時期を判読できないが(天保期か)太神宮燈籠がある。道を右、左に曲がって東に進むとこんもりと緑に覆われた墳丘が見えてくる。箸塚古墳である。この古墳の南側を巡って進むと上街道と交わる。南に下れば、三輪・大神神社に至る。

古墳がある箸中から上街道を少し南下し溜め池があるところまで来れば芝(式上郡、芝村藩領、現桜井市芝)である。三輪神社の宗教圏であるが、ここに自然石の太神宮燈籠が建っている(建立時期は判然としませんが[荒井留五郎, 2002, p.254]は、「天保14年」と判読している。立地場所が「巻向」というのは誤り)。



芝の太神宮燈籠(天保14年建立)

## 結びにかえて

追補を兼ねているという性格上、個々の論点や事柄に論及しさえすれば良いようなものであるが、敢えて付言しておこう。しかも、大和国に限定された視点からのものであるということに留意したうえで。

改めて言うまでもないことではあるが、[拙

稿, 2021]で述べたように「当然のことだが、時代により、またおかげ参りがどの地方、地域からのものであったのかによっても、そして途中にどこによるのかによっても、伊勢へのルートは異なっていたことになる」ということである。それは、東国からの場合、西国からの場合、大坂からの場合であっても、大和国からの場合であっても、言い得ることである。敢えて付け加えて言えば、特定のルートにのみ注目することで、研究の視野が限定され、ものごとの理解が歪められていはいはしないだろうか。自戒をこめて。

旧街道案内や自治体史に残された「道中記録」などにもとづいていくつかの街道筋を歩いてみると、交通機関の推移や地域開発の状況によって街道も地域の景観も様変わりしている場合が多いし、また記録には留められていても既に失われた遺物もあるが、それでもかろうじて残っている石造遺物などによって昔日の有り様を思い起こすことができる。

文政13(1830)年のお蔭参りに関していえば、伊勢参宮・施行・お蔭踊りに関した太神宮燈籠・絵馬・古記録などが残されており、この年のお蔭参りが当時の人々にとって非常に大きな影響を与え、それを記憶に留め、さらに後世に伝えるべきものであったことが分かる。それは、「五人組帳」前書に書かれたような事細かに人々の生活を規制する領主権力の枠組みあるいは社会的規制の枠組みを、お蔭参り・抜け参りが一時的ではあれ突破するような側面を持ち合わせていたからであろう。そして、様々な施行を「分限に応じた負担」をしながら集落ごとに行い、地域ごとに連を組み・衣裳をそろえ・師をよんで稽古までして踊り込みをするほどにお蔭踊りを行い、そしてそれらを記念して絵馬を奉納し、太神宮燈籠を建立して記憶に留めることが出来た経済力が地方・村方に存在していたことを示していると見てよいのではなかろうか。

明和8年のお蔭参り・施行について記述した村方文書が文政13年の文書記録に比して少ないので確たることはいえないが、おそらく、お

蔭参り伊勢参宮の行き来には様々な街道が用られ、それぞれの往還筋で文政13年には明和8年よりも多くの村々で施行所が設けられて施行がなされ、そこに周辺の村々からも施行寄進がなされたのではなかろうか。文政13年の記録に他の街道・他の地域の施行についても記述されるのは、施行の広がりを映し出しているのではないのだろうか。

いつもながら、街道を歩きながらその土地の人々に尋ねることが多い。郷土史家のような人に巡り会えば、伝承を交えて様々な話を聞かせてもらえる。自ら疑問に思うことがあれば、専門的研究を含め問い直し、追究してみればよい。永井荷風は「小説作法」において文学・小説家を志す者に与えて次ぎのように記している。「学問芸術はますます究むるに従ひていよいよ疑を生ずるものなり。疑を抱かざる人は其の道未だ進まざるものと見て疑いなし」と。戒むべし、戒むべし。

尚、断るもないが、本稿に用いられた写真のすべては筆者撮影のものである。

### 参考文献

- 荒井留五郎(1992)『三重県郷土資料叢書第105集 東海近畿の参宮常夜燈』三重県郷土資料刊行会  
忍坂村座中間(1981)「庚元文三歳 忍坂村座中間 正月十二日慶珍新改之帳 午ノ二月吉祥日」『桜井市史 史料編下巻』  
『改訂 新庄町史 本編』(1984)  
『改訂 大和高田市史 前編』(1984)  
『改訂 大和高田市史 後編』(1987)  
『香芝町史』(1976)  
『橿原市史』(1962)  
『広陵町史』(1965)  
『広陵町史 本文編』(2002)  
『広陵町史 史料編下巻』(2002)  
『桜井市史 上巻』(1979)  
『諸事覚書』(2014)大和国十市郡上品寺村上田家文書、生駒市生涯学習グループ「古文書を読む会」翻刻、会報『いこま』特別号  
『諸事記録帳』(1983)葛木・和田周一文書『改訂 新庄町史 資料編』  
『甚太郎一代記』(1994)廣吉壽彦編『甚太郎一代記——無足人吉川家記録』清文堂史料叢書第68刊

- 田原本中学校郷土研究部(1985)「田原本町の道標」『田原本の歴史第4号』  
田原本中学校郷土研究部(1986)「田原本町の太神宮灯笼」『田原本の歴史第5号』  
『田原本町史 本文編』(1986)  
「天照皇大神宮様御影参詣諸国人数施行覚」(2001)文政十三寅年三月 日、池内庄兵衛武和『新訂 王寺町史 資料編』pp.576-8  
『奈良県の地名』(1981)『日本歴史地名大系第30巻』平凡社  
『野村家雑記』「伊勢御蔭参り」(2002)正相・野村圭司文書『広陵町史 史料編下巻』  
野崎清孝(1973)「奈良盆地における歴史的地域に関する一問題」『人文地理』25巻1号、pp.1-25  
「文政十三寅年 御蔭施行帳 八木施行所」『橿原市北八木町恵比須神社保管文書(橿原市立図書館所蔵写真本)』  
「文政十三寅年 迷子吟味帳 八木接待所」『橿原市北八木町恵比須神社保管文書(橿原市立図書館所蔵写真本)』  
宮本栄子(2008)「文政十三年のお蔭参りと施行——大和八木の施行所を中心に」『史文』第10号、天理大学文学部歴史文化学科歴史学専攻  
拙稿(2021)「50年目の読者より——日本思想大系58『民衆運動の思想』(岩波書店)「浮世の有さま」二の校注によせて——」『阪南論集人文・自然科学編』第57巻第1号、pp.111-31

### 【正 誤】

ここで前稿のp.117右側3～7行を訂正しておかなければならない。この個所であげた絵地図「大和めぐり道法絵図」[天明2(1746)年板行]と「大和巡りひとり案内図」[寛政8(1796)年板行]とでは中街道と下街道の表現が違っているにもかかわらず、両者とも同様の描き方であるかのように述べている。この記述には他の絵地図と取り違えていることもあるので、簡単に訂正するのであれば、「大和めぐり道法絵図」[天明2(1746)年板行]を削除し、「大和巡りひとり案内図」を「いせ大和まはり名所絵図道のり」[安永6(1777)年板行]に変更する必要がある。

(2023年7月14日掲載決定)